

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO 法人 ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

199 03/11/15

¥100

東北アジア共通の安全保障

危機を好機に—精神の持続を

10月末から11月上旬にかけて、二度の訪韓をした。その後、核軍縮議員ネットワーク(PND)の初めての世界的国際会議(バンクーバー)で、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)核問題に関する韓国国会議員の感懐のひだにも触れた。韓国での会議の一つでは、ペリー元米国務長官、レーニー元駐韓米大使と同席し、彼らの証言も聴いた。共通項は骨太く、シンプル。米国さえ

誤らなければ、平和的解決の可能性は高く、新しい未来も見えている。第2回六か国協議が12月に予想される中で、10月29日には、韓国首脳が「六か国協議を恒常的な地域安保の枠組みにと発言したと報道された。この六か国とは非核地帯3+3構想と同じ六か国である。以下には、一人の研究者と一人の国会議員の発言のハイライトをまとめた。(梅林宏道)

レオン・シガルの メモ

「北」は何を言ったか

このようにして彼が強調するのは「新聞の見出しに躍らされるな」という教訓である。

以下に、レオン・シガルの主張のエッセンスを紹介する。

4月23日～25日三者協議

北朝鮮の李根(リ・グン)外務省米州副局長が、北朝鮮はプルトニウムを再処理し、すでに核兵器を持っていると言った。

米核兵器予算:減額通過

「抵抗勢力」は健在

11月2日にソウルのプレス・センターで開催されたNGO「参与連帯」とソウル放送局(SBS)共催のシンポジウムで、レオン・シガル(社会科学研究所評議会東北アジア協調的安全保障プロジェクト代表)と同席する機会にめぐまれた。彼は、最新の『ブレイン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスト』(2003年11/12月号)に「北朝鮮と交渉する」という論文を書いたばかりである。ニューヨーク・タイムズの記者でもあった彼は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との交渉の当事者(どわ)韓国の高官とインタビューをして、できるだけ北朝鮮当事者の発言を再現する努力をしていた。韓国の高官の言葉をワシントン高官に示して、イエス、ノーの反応を引き出すのがひとつの方法であった。

2004会計年度(2003年10月から2004年9月)の米国の国防予算及び政策、計画を定める「2004国防認可法」(H.R.1588)については、本誌でも既報のとおり上下両院の修正提案の不一致を解消するべく、両院の代表者からなる協議会における調整が進められてきたが、11月7日、同協議会における合意が成立した。合意された法案は同日ただちに下院で、11月12日には上院でも承認されブッシュ大統領に署名のため回付された。

ここでは、同法と、同時に成立した「エ

ネルギー及び水に関する歳出化法」(H.R.2754)によって承認された、国防総省とエネルギー省の核兵器政策について速報する。いずれも、2002年の「核態勢の見直し」(NPR)を踏まえた、ブッシュ・カラーを鮮明にした「目玉政策」である。承認された法案の詳細な分析は次号で。

小型核兵器(ミニ・ニューク)の研究を解禁
1994国防認可法に導入され、10年間にわたって爆発力5キロトン(ヒロシマ型原爆の約3分の1)以下の比較的小さな威力

4ページへつづく→◆

そして「我々は、それを破壊できない」「物理的なデモンストレーションをするか、(誰かに)移転するか、あなた方次第」と言った。

このことが大きく報道された。しかし、北朝鮮はもっと大切な事を提案した。北朝鮮は、核プログラムについて、まず凍結する、次に検証の下に破壊する、と提案した。その見返りに米国が正式に侵略をせず、内政に干渉せず、南北と日朝の政治的、経済的関係改善を邪魔しない、軽水炉を完成させること、それまでの電力を供給すること、を求めた。

北朝鮮は脅迫を山としながら譲歩する。その譲歩の部分に注目しなければならない、とシガルは考える。

8月27日～29日六者協議

北朝鮮の金永日(キム・ヨンイル)外務次官は、米国に交渉の意志がないなら「核兵器の保有を宣言し」「核実験を行う」以外に道はないと警告した。このことが大きく報道された。しかし実際には、北朝鮮の意図は極めて明確に示されたのであり、それに対して米国は何ら具体的な内容で応えずに、「私の文書を注意深く読んでくれ。金正日(キム・ジョンイル)に私の文書を読むよう言ってくれ(ジェームス・ケリー米国務次官補)と応えただけであった。

キム・ヨンイルは次のようなことを述べた。「核兵器を持つことは、我々の目的ではない」「米国が我々に対する敵対政策を転換し、我々に対して脅威を与えないならば、我々の核プログラムを放棄してよい。」「米国が敵対政策をあきらめるといふ意志を明確に示すなら、我々も核プログラムを解体する意志を明確にするだろう。シガルは、もはや北朝鮮が第一段階から不可侵条約を要求していないことに注目している。

北朝鮮は具体的に手順を示した。つまり、まず米国は重油の供給を再開し、食糧援助を「急増させる」。そして米国が北朝鮮と不可侵条約を結び、電力損失を補償した時点で、北朝鮮は核施設と核物質を再凍結し、それらの検証とモニタリングを許可するだろう。次に、米国と日本が外交関係を開設した時点で、「ミサイルの発射実験を凍結し、ミサイルの輸出を中止する。」次に、「軽水炉が完了した時点から、核施設を解体する。」

真実探しの交渉を



韓国NGO「参与連帯」のシンポジウム。右端がレオン・シガル。発言者は梅林宏道。11月2日。プレスセンター。

シガルは、北朝鮮の核の真実は「ピョンヤンの少人数の人間しか知らない」と言う。シンポジウムには、ウィリアム・ペリー元米国防長官もジェームス・レーニー元駐韓米大使も発言したが、彼らも「米国も真実を知らない」と明確に告白した。

そうである以上、北朝鮮が核プログラムもミサイル・プログラムも中止すると言っているのだから、対案を示しながら交渉に応じる以外に道はない、とシガルの論理は明快である。「交渉しても94年枠組み合意は守られなかった」という反論にたいして、シガルは守らなかったのは、共和党優勢の議会とそれに阻げられた米政府の側であることを例証した。(梅林宏道)

ある韓国議員 の見解

金成鎬(キム・ソンホ)

以下の原稿は、11月8日、バンクーバーにおける核軍縮議員ネットワーク(PNND)主催の会議で発表されたスピーチからの抜粋である。前後が省略されているが、抜粋部分は正確な訳である。見出しは梅林がつけた。金成鎬議員は韓国第二の最年少議員で、この会議直後に新党「開かれた私たちの政党(韓国での呼び名「ウリダン」)を結成した。

北朝鮮の本心

1990年代の半ば、米国との長期の交渉が行なわれていた時でも、朝鮮民主

主義人民共和国(北朝鮮)は、核能力について肯定も否定もしない立場をとり続けていた。しかし、二度目の核の危機においては、北朝鮮は至って簡単に核計画を認めた。このような状況における北朝鮮の核計画の容認は、米国や韓国を脅そうとしているのではなくて、核計画を新たなカードに使うことで米国を交渉の場に連れ出そうとしていると解釈できる。

核開発計画を認めたとき、北朝鮮は「米国が北朝鮮に対する敵視政策を放棄する一方で北朝鮮は核、ミサイル及び通常兵器の軍備撤廃することを確約することによって、同じに二重の安全保障問題に対処する」という提案を行った。さらに、プッシュ大統領が重油の輸送を停止する発表を行ったことを批判する公式放送において、北朝鮮は「核兵器を含む強力な軍事的対抗手段を所有するに至った」と発表した後、すぐにこのような対抗手段を「所有する予定である」と言い直した。私は、皮肉にもこれは北朝鮮の本心を暴露したものであると考えている。

平和解決は可能

その意図が何であろうと、ひとたび北朝鮮が核開発計画を推進すれば、東北アジアの軍事バランスは崩壊し、軍備競争の連鎖反応を引き起こすであろう。そうならば、戦争パワーバランスのために韓国が核武装を強いられるのは明々白々である。それに留まらず、日本、中国、台湾の核能力の追求へとドミノ現象が席卷し、地域の軍備競争は加速する。

韓国の安全保障に直接かつ深刻な影響をもつ以上、北朝鮮の核開発のいかなる試みも容認できないというのが、韓国政府の立場である。

次ページ下段へつづく→◆

核兵器依存のメンタリティ

10月2日、最高司令官会議においてセルゲイ・イワノフ国防相が発表した国防省文書「ロシア軍近代化の指針」について、独立系軍事アナリストのフェルゲンハウエルは、その内容を解釈するには注意を要することを指摘した(本誌197号で既報)。

モントレイ国際研究所の研究者ニコライ・ソコフは、同文書のロシア語版オリジナルを入手し、『不拡散研究センター報告書』に論文「ロシア国防省(MOD)の新政策文書:核に関する角度から」を発表し、同文書の一部を英訳して紹介しながら内容を検討した。ソコフによれば、新政策文書は「公式には国防省の見解を明らかにしているにすぎない」のであり、全般的には「目新しい考え方が数多く含まれているわけではない」。しかし、一方で、文書の唯一の重要な新機軸は、MODが「必要ときに軍事力の予防的使用の可能性を、もはや完全には排除しない」と言っていることだ、とソコフは述べ、

具体的に核兵器に関連して言っているわけではないが、核兵器の全体的な役割から考えると、核の脅迫を意味している可能性がある、と分析している。

全体としてソコフは「(同文書の)意味するところは幅広い範囲に及んでおり、事実上、2000年の『ドクトリン』の内容を発展させ詳細に記述している。核兵器に関して言えば、...核戦力態勢計画における重要な洞察を提供するという評価を下している。

以下では、ソコフ論文に依拠しつつ、国防省文書における核兵器関連の注目点を紹介する。

核兵器の限定的使用

MOD文書では、地域紛争での核兵器の限定的使用が、2000年に発表された「国家安全保障構想」および「新軍事ドクトリン」より具体的に検討されている。すなわち、規模が限定された紛争では、近代的で優秀な通常戦力とともに核兵器も

使用されるのだという。「この場合にのみ、攻撃に対する反撃として核を使用するという脅しは信頼性がある」からである。「現代の戦争および武力紛争の性質」に関する節では、1990年代の戦争の初期段階において航空機搭載の兵器も含めて長距離攻撃兵器が中心的な役割を演じたことが強調されている。国防省文書では「敵の軍事資産を直接の紛争地域外から攻撃できる能力(長射程の精密誘導兵器、航続距離の長い空軍)」が要求されている。

米核政策の変化への対抗

国防省文書では、ロシアの戦略核態勢に関する計画が概観されている。情報の量は僅かだが、2002年の戦略攻撃兵器削減条約(モスクワ条約)によってもたらされた柔軟性(モスクワ条約の枠組では総弾頭数についての制限のみで、弾頭の運搬手段には制限がない)を利用して、核三本柱の将来の構成と規模を計画しようとしていることが確認できる。

本誌で度々取り上げてきたように、米国の核兵器政策は2002年の核態勢見直し(NPR)によって変化した。MOD文書は米国の核兵器政策の変化にどのよう

6ページへつづく◆

◆◀ 前ページからつづく

北朝鮮も韓国も核兵器に関する公式政策は、非核化であり、核兵器の開発や



金成鎬議員。10月22日、韓国国会議員会館。

所有の完全放棄を誓約している。非核化の法的、政治的基礎は、1991年12月31日に署名した「朝鮮半島の非核化に関する共同声明」である。しかし、私は、北朝鮮の核問題に対処する手段は、北朝鮮に圧力をかける強硬政策に限定すべきではないと考えている。

1994年、一度目の核危機が発生したとき、韓国の北朝鮮への強硬政策のために南北会談は頓挫するに至った。それ以後の交渉は米朝間のみで厳しく限定され、朝鮮半島の核問題に関する交渉から韓国は完全に疎外されるに至っ

た。結果的に、その後、戦争の瀬戸際まで事態は進行した。この経験に照らして、今回は北朝鮮に核計画の放棄を促すプラスの誘因を与えると同時に、われわれが適正な安全の保証を与えることが極めて重要である。

このように、私は北朝鮮の核問題は譲歩を通して平和的に解決すると確信している。

三つの要件

プロセスが何であろうと、最低限の「共通の物尺」は次のようなものであると確認できるであろう。いずれの場合にも、状況の変化に応じてすばやい行動が要求される。

- (1) 問題の解決は、北朝鮮の核開発の放棄をもたらすものでなければならない。
- (2) 北朝鮮に核への野心を放棄するに至らしめる手段は軍事力や軍事行動ではなく、外交的、平和的手段でなければならない。
- (3) 解決は、当面の北朝鮮の核問題に対処するだけでなく、それを

超えて米朝関係の抜本的改善の基礎をなすものでなければならない。より基本的、構造的な観点から見たとき、今回の危機は、1994年枠組み合意にもかかわらず、米朝間に継続した相互不信と相互敵視から発生しているからである。

対話と譲歩

北朝鮮核問題に関する多国間協議の成り行きは、核開発を放棄する政治的、経済的利益は、核に固執する北朝鮮に勝ることを、北朝鮮にどれだけ明確かつ効果的に伝えられるかにかかっている。その意味で、対話と譲歩による外交が、しばしばブッシュ政権の特徴である一方的強硬路線より、結果的に効果的であると、私は確信する。さらに、北朝鮮が核計画をひとたび放棄した時には、北朝鮮が国際社会の責任ある一員になるよう世界の国々は熱心に誘導すべきである。北朝鮮への経済やエネルギーの援助、また米朝外交関係の全面確立は、まさにこのことに関係している。(訳:ピースデポ)

◆◀ 1ページ右下からつづく

の核兵器の研究、開発を一切禁止してきた「スプラット・ファース条項」を廃止し、小型核兵器の「研究」を解禁した。しかし、「開発」以降のフェーズに進むためには、改めて議会の承認を得なければならない。国防・国務・エネルギー各長官は、2004年3月1日までにこの措置が、「拡散の防止」という国家目標に対して影響するか否かについて連名で議会の報告する。

強力地中貫通型核兵器の研究継続を承認

NPRIにおいて、必要とされる新しい核能力として挙げられた「強化され地中深く埋められた標的を撃破する能力」に答えるために、すでに予算がつけられ研究

が始まっている強力地中貫通型核兵器 (Robust Nuclear Earth Penetrator : RNEP) の実現可能性、コスト及び概念に関する研究を継続するためにエネルギー省が要求した1500万ドルは750万ドルに減額されて承認された。これもミニ・ニュークと同じく、「開発」以降のフェーズに進むためにはもう一度議会の承認というハードルを越えなければならない。

新概念の核兵器と

ブルトニウムピット製造施設

新概念の核兵器研究のために600万ドルが承認されたが、うち400万ドルはエネルギー省による核兵器の備蓄必要量に関する報告書の提出まで執行が凍結される。一方、ブルトニウム・ピット兵器級ブルトニウムを金属で覆った第一次爆発用

部品)の新しい製造施設については、政府の要求額が50%以上カットされ、1,080万ドルとされた。

核実験準備期間の短縮

NPRIは、92年以来の核爆発実験の凍結を継続するとして、核実験再開に対する準備期間が現行の2~3年では、実験経験者の退役によって技術継承ができない、さらに将来発見され得る深刻な欠陥に対処できないことを理由に相当程度の短縮を勧告していた。国防認可法はこれを受け入れ、2006年10月1日までに準備期間18ヶ月体制に移行するとした。そのためのネバダ実験場の改良予算も承認された。

「半分の勝利」か「半分の敗北」か?

議会内外の核軍縮派にとって、国防

非戦略核兵器の削減

A / C . 1 / 58 / L 39 / Rev . 1
2003年10月15日提出、11月4日第一委員会採択

共同提案国: ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン

総会は、

2000年11月20日の決議55 / 33D、2002年1月22日の決議57 / 58と決議57 / 59を想起し、

2000年核不拡散条約 (NPT) 締約国再検討会議の最終文書にある、すべての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながるような、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を強調し、

国際の平和と安全の確保には軍縮と不拡散が不可欠であることを認識し、

NPT締約国が、いかなる時、いかなる状況においても同条約における義務に厳格に従うことの必要性と、2000年および1995年の再検討会議で合意された決定および最終文書における誓約を支持することの必要性を再確認し、

1996年7月8日にハーグで出された国際司法裁判所 (ICJ) による「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」に関する勧告的意見に留意し、

核軍縮につながるような、透明性、検証可能性、不可逆性をもった核兵器の削減を行なうという責任が核兵器国にあることをくり返し、

2000年NPT再検討会議の最終文書において、非戦略核兵器のさらなる削減を行うという誓約がなされたことを強調し、

非戦略核兵器のさらなる削減が、核軍備の削減と軍縮の過程における不可欠な一部分を構成することを確認し、

その軽便性や紛争地域への近接性のために非戦略核兵器がもたらす脅威を懸念し、したがって、その拡散および使用の危険性を懸念し、

新型の低威力非戦略核兵器の開発の可能性など、安全保障政策の一環として核兵器により広い役割を認めるアプローチが現れつつあることを懸念し、

非戦略核兵器に関連して、透明性および公式の同意が欠如していることを考慮し、

核兵器の廃棄に向けた重要な一歩として、非戦略核兵器のさらなる削減に、より高い優先性が与えられるべきであること、そして、それが包括的な方法で実施されるべきであることを強調し、

1 非戦略核兵器の削減および廃棄が、一方的なイニシアティブに基づくものであること、そして、核軍備削減と軍縮過程における不可欠な一部分として含まれるべきであることを合意する。

2 非戦略核兵器の削減が、透明性、検証可能性、不可逆性を持つ方法で行われるべきであると合意する。

3 アメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国 / ロシア連邦による、1991年と1992年の非戦略核兵器に関する大統領核イニシアティブを維持し、再確認し、履行する

ことの重要性について合意する。

4 大統領核イニシアティブを条約として公式化し、このような兵器のさらなる削減に関する交渉に着手することを、ロシア連邦とアメリカ合衆国に要求する。

5 NPTの下で誓約された核軍縮過程の一環として、核兵器国が非戦略核兵器を取り除き、のちに廃棄するため、非戦略核兵器、その部品、関連物質の輸送および保管のための特別保安装置や物理的な防護措置を、とりわけ、物理的に安全な中央の保管場所にそれらの兵器を置くことを通じて強化することの重要性を強調する。またこれに関連して、このような兵器を保持するすべての核兵器国に必要な措置をとるよう要求する。

6 非戦略核兵器による脅威を低減するために、さらなる信頼醸成と透明化の措置を要求する。

7 非戦略核兵器が使用される危険性を低くするために、非戦略核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けた具体的な合意措置を要求する。

8 作戦配備の兵器の数や種類を増やさない、また新型のこのような兵器の開発やそれらの使用を正当化しないという、このような兵器を保有する核兵器国による約束が必要であることを強調する。

9 いくつかの核兵器国の保有核兵器からすでに外された種類の非戦略核兵器を禁止すること、これらの兵器の廃棄における検証のための透明性メカニズムを構築することを要求する。

10 「非戦略核兵器の削減」と題する議題を第60総会の暫定議題に含めることを決定する。(訳: 市岡真之、ピースデポ) 印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

認可法等を巡る論争の結末は「半分の勝利」と呼ぶことのできる内容を含んでいる。すなわち、ブッシュ政権の新政策はすべて予算カットに会ったり、新たなハードルが設けられた。しかし、逆の見方からは、ブッシュ政権はすべてにおいて「頭出し」に成功したとも言える。その意味では「半分の敗北」と呼ぶべき結果かもしれない。しかし間違いなく言えることは、この危険な核軍拡路線に対する「抵抗勢力」が、議会内に少なからず存在することである。攻防は、大統領選を挟んで第二ラウンドへと進む。(田巻一彦)

新アジェンダ決議 カナダは賛成、日本は棄権

11月4日、国連総会第一委員会で、新アジェンダ連合(NAC)が提出した2つの決議案の投票が行われた(各国の投票結果は下の表)。包括的な決議案「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ」(本誌前号に全訳を掲載)は、賛成121 - 反対6 - 棄権38で採択された。政府に賛成の投票をするよう求めた多くの市民の声にもかかわらず、日本は今年も棄権だった。一方で、昨年、NATO諸国の中で唯一の賛成投票をして注目を集めたカナダは、今年も賛成した。核兵器国の中で

は、中国が賛成、米・英・仏は反対した。また、昨年まで賛成していた朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、決議案の中に今年新しく加えられた朝鮮半島に関する節が、「米朝間の核問題を公正に反映していない」と批判、棄権へと転じた。

同日、戦術核の削減に絞ったもう一つの決議案「非戦略核兵器の削減」(全訳4ページ)の投票も行われ、賛成118 - 反対4 - 棄権41で採択された。米、英、仏、口は反対、日本はインド、パキスタン、NA

国連総会第一委員会での投票結果

編集部注: 全体投票のみの結果。新アジェンダ決議案では部分投票も行われた。

国名	(新アジェンダ決議案)	(非戦略核決議案)	(日本決議案)	2003年11月4日 新アジェンダ決議案	2003年11月4日 非戦略核決議案	2003年10月30日 日本決議案	y = 賛成 n = 反対 a = 棄権 - = 欠席
アフガニスタン	y	-	y	y	y	y	y y y
アルバニア	a	a	-	y	y	a	a a y
アルジェリア	y	y	y	y	y	y	y y y
アンドラ	y	y	y	y	y	y	y y y
アンゴラ	y	y	y	y	y	y	y y y
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	- - -
アルゼンチン	y	y	y	y	y	y	y y y
アルメニア	y	a	y	y	y	y	y y y
オーストラリア	a	a	y	y	y	y	a a y
オーストリア	y	y	y	y	y	y	y y y
アゼルバイジャン	y	y	y	y	y	y	y y y
バハマ	y	y	y	y	y	y	y y y
バーレーン	y	y	y	y	y	y	y y y
バングラデシュ	y	y	y	y	y	y	y y y
バルバドス	-	-	-	-	-	-	- - -
ベラルーシ	a	a	y	y	y	y	a a y
ベルギー	a	a	y	y	y	y	a a y
ベリーズ	y	y	y	y	y	y	y y y
ベニン	y	y	-	y	y	-	y y -
ブータン	a	y	a	y	y	y	a y a
ボリビア	y	y	y	y	y	y	y y y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	a	a	y	y	y	y	a a y
ボツワナ	y	y	-	y	y	-	y y -
ブラジル	y	y	a	y	y	a	y y a
ブルネイ	y	y	y	y	y	y	y y y
ブルガリア	a	a	y	y	y	-	a a -
ブルキナファソ	a	y	y	y	y	y	a y y
ブルンジ	y	y	y	y	y	y	y y y
カンボジア	y	y	y	y	y	y	y y y
カメルーン	-	-	y	-	-	y	- - y
カナダ	y	a	y	y	y	y	y a y
カーボベルデ	y	-	y	y	y	y	y - y
中央アフリカ共和国	y	y	-	y	y	-	y y -
チャド	-	-	-	-	-	-	- - -
チリ	y	y	y	y	y	y	y y y
中華人民共和国	y	-	a	y	-	a	y - a
コロンビア	y	y	y	y	y	y	y y y
コモロ	-	-	y	-	-	y	- - y
コンゴ	y	y	y	y	y	y	y y y
コスタリカ	y	y	y	y	y	y	y y y
コートジボワール	y	y	y	y	y	y	y y y
クロアチア	a	a	y	y	y	y	a a y
キューバ	y	y	a	y	y	a	y y a
キプロス	y	y	y	y	y	y	y y y
チェコ	a	a	y	y	y	y	a a y
朝鮮民主主義人民共和国	a	y	a	y	y	a	a y a
コンゴ民主共和国	y	y	y	y	y	y	y y y
デンマーク	a	a	y	y	y	y	a a y
ジブチ	y	y	y	y	y	y	y y y
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	- - -
ドミニカ共和国	y	y	y	y	y	y	y y y
エクアドル	y	y	y	y	y	y	y y y
エジプト	y	y	a	y	y	a	y y a
エルサルバドル	y	y	y	y	y	y	y y y
赤道ギニア	-	-	y	-	-	y	- - y
エリトリア	y	y	y	y	y	y	y y y
エストニア	a	a	y	y	y	y	a a y
エチオピア	y	y	y	y	y	y	y y y
フィジー	y	y	y	y	y	y	y y y
フィンランド	y	y	y	y	y	y	y y y
フランス	n	n	y	y	y	y	n n y
ガボン	y	y	y	y	y	y	y y y
ガンビア	-	-	-	-	-	-	- - -
グルジア	a	a	-	y	y	-	a a -
ドイツ	a	a	y	y	y	y	a a y
ガーナ	y	y	y	y	y	y	y y y
ギリシャ	a	a	y	y	y	y	a a y
グレナダ	y	y	y	y	y	y	y y y
グアテマラ	y	y	y	y	y	y	y y y
ギニア	y	y	y	y	y	y	y y y
ギニアビサウ	-	-	-	-	-	-	- - -
ガイアナ	y	y	y	y	y	y	y y y
ハイチ	y	y	y	y	y	y	y y y
ホンジュラス	y	y	y	y	y	y	y y y
ハンガリー	a	a	y	y	y	y	a a y
アイスランド	a	a	y	y	y	y	a a y
インド	n	a	n	y	y	y	n a n
インドネシア	y	y	y	y	y	y	y y y
イラン	y	y	y	y	y	y	y y y
イラク	-	-	-	-	-	-	- - -
アイルランド	y	y	a	y	y	a	y y a
イスラエル	n	a	a	y	y	a	n a a
イタリア	a	a	y	y	y	y	a a y
ジャマイカ	y	y	y	y	y	y	y y y
日本	a	a	y	-	-	-	a a y
ヨルダン	y	y	y	y	y	y	y y y
カザフスタン	y	y	y	y	y	y	y y y
ケニア	y	y	y	y	y	y	y y y
キリバス	-	-	-	-	-	-	- - -
クウェート	y	y	y	y	y	y	y y y
キルギス	y	a	-	y	y	-	y a -
ラオス	-	y	y	-	-	y	- y y
ラトビア	a	a	y	y	y	y	a a y
レバノン	y	y	y	y	y	y	y y y
レソト	y	y	y	y	y	y	y y y
リベリア	-	-	-	-	-	-	- - -
リビア	y	y	y	y	y	y	y y y
リヒテンシュタイン	y	y	y	y	y	y	y y y
リトアニア	a	a	y	y	y	y	a a y
ルクセンブルグ	a	a	y	y	y	y	a a y
マダガスカル	y	y	y	y	y	y	y y y
マラウイ	y	y	y	y	y	y	y y y
マレーシア	y	y	-	y	y	-	y y -
モルディブ	y	y	y	y	y	y	y y y
マリ	y	y	y	y	y	y	y y y
マルタ	y	y	y	y	y	y	y y y
マーシャル諸島	-	-	a	-	-	-	- - a
モーリタニア	y	y	y	y	y	y	y y y
モーリシャス	y	y	y	y	y	y	y y y
メキシコ	y	y	a	y	y	a	y y a
ミクロネシア連邦	a	a	y	y	y	y	a a y
モナコ	-	-	y	-	-	y	- - y
モンゴル	y	y	y	y	y	y	y y y
モロッコ	y	y	y	y	y	y	y y y
モザンビーク	y	y	y	y	y	y	y y y
ミャンマー	y	y	a	y	y	a	y y a
ナミビア	y	y	y	y	y	y	y y y
ナウル	-	-	-	-	-	-	- - -
ネパール	y	y	y	y	y	y	y y y
オランダ	a	a	y	y	y	y	a a y
ニュージーランド	y	y	a	y	y	a	y y a
ニカラグア	y	y	y	y	y	y	y y y
ニジェール	y	y	y	y	y	y	y y y
ナイジェリア	y	y	y	y	y	y	y y y
ノルウェー	a	a	y	y	y	y	a a y
オマーン	y	y	y	y	y	y	y y y
パキスタン	n	a	a	-	-	-	n a a
パラオ	-	-	-	-	-	-	- - -
パナマ	y	y	y	y	y	y	y y y
パプアニューギニア	y	y	-	y	y	-	y y -
パラグアイ	y	y	y	y	y	y	y y y
ペルー	y	y	y	y	y	y	y y y
フィリピン	y	y	y	y	y	y	y y y
ポーランド	a	a	y	y	y	y	a a y
ポルトガル	a	a	y	y	y	y	a a y
カタール	y	y	y	y	y	y	y y y
韓国	a	a	y	y	y	y	a a y
モルドバ	a	a	y	y	y	y	a a y
ルーマニア	a	a	y	y	y	y	a a y
ロシア	a	n	y	y	y	y	a n y
ルワンダ	y	y	-	y	y	-	y y -
セントクリストファー・ネビス	-	-	-	-	-	-	- - -
セントルシア	y	y	y	y	y	y	y y y
セントビンセント・グレナディーン	y	y	y	y	y	y	y y y
サモア	y	y	y	y	y	y	y y y
サンマリノ	y	y	y	y	y	y	y y y
サントメ・プリンシペ	-	-	-	-	-	-	- - -
サウジアラビア	y	y	y	y	y	y	y y y
セネガル	y	y	y	y	y	y	y y y
セルビア・モンテネグロ	a	a	y	y	y	y	a a y
セーシェル	-	-	-	-	-	-	- - -
シエラレオネ	y	y	y	y	y	y	y y y
シンガポール	y	y	y	y	y	y	y y y
スロバキア	a	a	y	y	y	y	a a y
スロベニア	a	a	y	y	y	y	a a y
ソロモン諸島	y	y	-	y	y	-	y y -
ソマリア	-	-	a	-	-	-	- - a
南アフリカ	y	y	a	y	y	a	y y a
スペイン	a	a	y	y	y	y	a a y
スリランカ	y	y	y	y	y	y	y y y
スーダン	y	y	y	y	y	y	y y y
スリナム	y	y	y	y	y	y	y y y
スウェーデン	y	y	a	y	y	a	y y a
スイス	a	a	y	y	y	y	a a y
シリア	y	y	y	y	y	y	y y y
タジキスタン	-	-	y	-	-	-	- - y
タイ	y	y	y	y	y	y	y y y
旧ユーゴ・マケドニア	a	a	y	y	y	y	a a y
東チモール	y	a	y	y	y	y	y a y
トゴ	y	y	y	y	y	y	y y y
トンガ	y	y	y	y	y	y	y y y
トリニダード・トバゴ	y	y	y	y	y	y	y y y
チュニジア	y	y	y	y	y	y	y y y
トルコ	a	a	y	y	y	y	a a y
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	- - -
ツバル	-	-	-	-	-	-	- - -
ウガンダ	-	-	-	-	-	-	- - -
ウクライナ	y	y	y	y	y	y	y y y
アラブ首長国連邦	y	y	y	y	y	y	y y y
英国	n	n	y	y	y	y	n n y
タンザニア	y	y	y	y	y	y	y y y
アメリカ合衆国	n	n	y	y	y	y	n n y
ウルグアイ	y	y	y	y	y	y	y y y
ウズベキスタン	-	-	-	-	-	-	- - -
バヌアツ	y	y	y	y	y	y	y y y
ベネズエラ	y	y	y	y	y	y	y y y
ベトナム	y	y	y	y	y	y	y y y
イエメン	y	y	y	y	y	y	y y y
ザンビア	y	y	y	y	y	y	y y y
ジンバブエ	y	y	-	y	y	-	y y -

TO非核国(カナダを含む)、オーストラリアなどとともに棄権した。北朝鮮は賛成であった。

10月30日には日本提出の決議案「核兵器完全廃棄への道程」が投票され、賛成146 - 反対2(米、インド) - 棄権16(NACなど)で採択された。これは昨年とほぼ同様の構図であった。(中村桂子)

平和市長会議決議 ホームページ

198号に掲載した平和市長会議で最終決定の「核兵器廃絶の推進に関する決議文」と「最終コミュニケ」は、以下のURLで読むことが出来ます。なお、198号の翻訳ではNPT再検討準備委員会の日付が間違っていました。正しくは、「4月26日から5月7日」です。ここに訂正とお詫びをいたします。

<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/topic/index.html>

日誌

2003.10.21 ~ 11.5

(作成: 中原聖乃、中村桂子)

IAEA=国際原子力機関 / KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / NAC=新アジェンダ連合 / WB=ホワイトビーチ

10月21日 英独仏外相、核開発疑惑問題打開のため、イラン訪問。ハタミ大統領とウラン濃縮計画の中止などで合意、声明を発表。

10月22日 ブッシュ米大統領、北朝鮮が求める「安全の保証」について、米・日・中・韓・ロが、6か国協議の枠組みの中で文書化する方針で合意、と明らかに。

10月23日 イランのIAEA駐在代表、エルバラダイ事務局長に、ウラン濃縮を中心とする原子力の技術研究についての報告書を提出。

10月25日 北朝鮮外務省報道官、米の安全保障文章化提案について「考慮する容易がある」、朝鮮通信(東京)。

10月30日 エルバラダイIAEA事務局長、イランが23日に提出の報告書が包括的なものであるとの見方を示す。ロイター。

10月30日 国連総会第1委員会(軍縮)日本提出の決議「核兵器の完全廃棄への道程」を可決。(本号参照)

10月30日 中国の呉・全人代常務委員長、金総書記らと平壤で会談。金総書記、6カ国協議の継続に原則的に同意、と中国中央テレビ。

11月1日 イランの核開発問題で、ナタンツの核施設などからIAEAが検出した高濃縮ウランが核兵器級の高レベルであることが明らかに。共同通信。

11月2日付 米の先制核攻撃で国家指導部が全滅した場合、残る核ミサイルを米国に向け自動

◆◀ 3ページからつづく

に対抗するのかを示唆している。特定の国を名指しせずに、「科学のおよび技術開発の『ブレイクスルー』を利用することで核兵器を使用可能な軍備として復活させ、使用の結果という観点から見て比較的『クリーン』な兵器に変えようとする」努力が払われていることに注目している。もし米国が新型の「より使用可能な」核兵器開発に進めば、特に核実験を再開すれば、ロシアもまた同様の変化をしようとするだろう。ソコフは言う。

最後に

MOD文書は、当初一部のメディアによって報じられたような挑発的な色彩は顕著ではない。むしろ注目すべき点は、米国の核兵器政策に従ってロシア核兵

発射する旧ソ連の核報復システム「死の手」が現在も稼働中と判明。読売新聞。

11月3日 KEDO非公式理事会、NYで開催。4日、琴湖の軽水炉建設について期限付きで停止することで合意。

11月4日 国連総会第一委員会、NAC提出の2つの決議を可決。(本号参照)

11月5日 エレリ米国務省副報道官、KEDOの期限付き停止内定に関して、実際には完全終了に至るとの見通しを示唆。

11月5日 米上下両院、地中貫通型核兵器の04会計年度研究予算を、政府が要求していた約1500万ドルから約750万ドルに半減で合意。(本号参照)

沖縄

10月21日 伊波宜野湾市長、普天間飛行場5年以内返還を比嘉副知事に要請。

10月21日 米軍の水陸両用車5台、那覇防衛施設庁や名護市に事前連絡のないまま施設間の移動で国道を横断。

10月23日 嘉手納基地で、KC135空中給油機が緊急着陸。

10月22日 嘉手納基地で、F15戦闘機2機が緊急着陸。

10月25日 陸軍嘉手納弾薬庫地区内の原野で火災が発生。

10月27日 名護市議会、キャンプ・シュワブレンジ10「付近でM2重機関銃らしき連射音が響いた問題で、実弾射撃訓練中止などを求める決議」意見書を可決。

10月28日 米海兵隊、那覇軍港内の高速輸送船付近で海面に浮いた油の回収作業。

11月1日付 那覇防衛施設局、10月31日までにWB海軍棧橋の大幅な拡張工事に着手。

11月3日 米比合同軍事演習「タロン・ビジョン03」が始まる(～17日)。在沖海兵隊が参加。

11月5日 伊波宜野湾市長、市内の嘉数高台で米軍普天間飛行場の監視行動を開始。普天間5年以内返還を目指す行動計画の一環。

器政策が変わる可能性があることである。少なくともロシア軍部は、根深い対米不信感を相変わらず抱いていることを読み取ることが出来る。ソコフは言う、「(国防省文書は)大量破壊兵器の拡散や国際テロをロシアの安全保障に対する最重要の脅威として挙げているにもかかわらず、米国の軍事力、および仮に米国の攻撃を受けた場合にこれを撃退できる自軍の能力をロシア軍部は計画の基準と見なしている。... つまるところ、特に米国が十分に論理的ではない軍事的冒険主義をしばしば単独で試みる傾向がある状況下では、ロシア国防省は軍事力以外の何もかも自国の安全と利益を保障し得ないと信じているように思われる。(大滝正明)

今号の略語

ICJ=国際司法裁判所
MOD=ロシア国防省
NAC=新アジェンダ連合
NATO=北大西洋条約機構
NPR=核態勢見直し
NPT=核不拡散条約
PNND=核軍縮議員ネットワーク

ピースデポの会員 になって下さい。

新サービス始めました!

『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系はこれまでどおり変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。

また、従来どおり紙でも受け取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、市岡真之、大滝正明、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道